



郡山市告示第543号

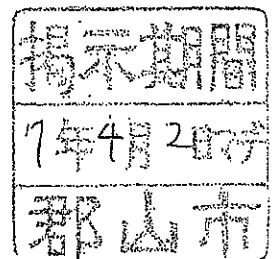
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市喜久田町堀之内の次の区域を変更する。

なお、この効力は、同法同条第2項の規定による告示の日から生ずる。

令和7年3月26日

郡山市長 品川 万里

編入する字名	左の字に編入される区域	
	旧字名	地番
喜久田町堀之内字金久保	喜久田町堀之内字上馬ノ面	9番2の一部、14番、20番3の一部、22番2、22番7の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
喜久田町堀之内字金久保	喜久田町堀之内字下小屋	1番、3番2、4番2の一部、4番3、5番2の一部、6番1、6番2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
喜久田町堀之内字金久保	喜久田町堀之内字南柵内	21番3及びこの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに21番13に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
喜久田町堀之内字金久保	喜久田町堀之内字掛上り	3番3の一部、3番5、5番2、5番3、6番、9番1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
喜久田町堀之内字金久保	喜久田町堀之内字柵田	1番3、1番8、1番34、8番2、8番6、8番11、20番5、43番15及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部



字界変更対照図

